

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月1日現在

機関番号：16201

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730414

研究課題名（和文） フランス旧植民地「アフリカ系」女性移住者の社会編入—越境する女性の地位向上戦略

研究課題名（英文） Migrants women from former French colonial Subsaharan Africa and their social inclusion in France : women's struggles for citizenship rights

研究代表者

園部 裕子 (SONOBE YUKO)

香川大学・経済学部・准教授

研究者番号：20452667

研究成果の概要（和文）：

旧植民地サブサハラ・アフリカ出身の女性移住者らは、「女性性器切除（Female Genital Mutilation：以下FGMと略）」はじめ出身社会の規範的習慣に対抗するとともに、2000年代には受け入れ側の移民政策の厳格化に直面している。そのため市民団体のネットワーク形成により、送出国への人道支援、啓発運動を行っている。2007-2008年には、滞在条件の厳格化により滞在資格を得られない超過滞在の女性のため、調査先団体はFGMからの保護を理由に難民・庇護権申請を行った。聞き取りによるとこの時期、難民資格についての規定改正があり、FGMからの保護を目的とする申請は、難民ではなく「補完的保護」だけを認められることになっていた。この「補完的保護」はごく少数が関係する地位だが、出身社会・受入社会の国境を越え、どちらの国民国家にも帰属しない新たな地位を模索する女性たちが見いだしたトランスナショナルな市民権として捉えられる。

研究成果の概要（英文）：

This research examines living conditions of migrant women from former French colonial Subsaharan African countries who are confronting with difficulties in two dimension: in one side, they have been suffered from “traditional” rituals of sending countries such as female genital mutilation (FGM) which endanger young girls' health and women's quality of life; in the other side, newcomer women are encountering with more and more repressive French immigration policies restricting entering conditions to family reunification.

To face these problems, migrant women organize social networks between sending and receiving countries to help each other. By these networks, they try to provide human aids and supports to those in Africa. During this research, in 2007-2008, informant's association has also participated massive demands of refugee status on behalf of newly arrived irregular women. Since French refugee politics become gradually restrictive to accord full refugee status, “subsidiary protection” is now the only but very vulnerable status they can achieve. Being between two states, women's statuses vary and fragile but they try to obtain a minimum protection and possibilities to live in receiving country.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：

科研費の分科・細目：社会学、社会学

キーワード：(1) 移民 (2) ジェンダー (3) 女性 (4) フランス (5) 市民権 (6) 難民 (7) 庇護権 (8) 社会運動論

1. 研究開始当初の背景

2006年以降、新大統領は「被ってきた移民から選択する移民へ」をスローガンに移民政策の大幅な転換を行い、制限的な法律（通称 CESEDA、CESEDA II）を施行した。その実態は労働者として必要となる人材の選抜であり、高度成長期の移民労働者動員時代への回帰に他ならない。他方で、これまで人権として認められてきた家族統合の条件が強化されるなど、移民にとっては権利の後退とも言える条項も含まれ、特に「アフリカ系」移民の流入抑制が企図されていると考えられる。その中で、「アフリカ系」移民の存在は、これまでもまして量的にも質的にも重要度を増してきた。

申請者は2001年以降、パリ市と郊外の女性移住者団体において、「アフリカ系」女性仲介者のライフストーリーを収集する（園部2006a）など、西アフリカ出身女性移民について継続的な参与観察を含めた質的調査を行ってきた。

これまでの調査では、「アフリカ系」女性移住者は受入国での社会編入においてさまざまな困難を抱えていること、またそれは送出国の経済、社会的な条件も背景にあることが分かった。

フランスでは近年、「アフリカ系」移民の存在が量的にも質的にも重要性を増しつつある。というのも、1995年からの10年間に家族統合による入国が急増したが、最も伸び率が高かったのが、特にサブ・サハラアフリカからの入国だった（DPM, *Immigration et présence étrangère en France en 2005*, La Documentation française, p.7-8, 96-97）。同時に、セネガル等アフリカ大陸沿岸からもっとも地理的に近いスペイン領へ越境を試みる移民志願者が急増して、渡航の壮絶さが報道されるとともに、ヨーロッパ連合加盟国相互における移民政策の連携が緊急課題となって

きた。こうした量的な増加とともに、質的な変化も指摘できる。2005年前後からフランスでは、植民地支配の歴史が再検討されるようになり、また旧植民地出身「アフリカ系」移民が受ける差別についても認識が急速に高まった。E. Fassin は、2005年を「フランスの黒い年」かつ「ポスト・コロニアル年」と称している（E. Fassin 2008, « Actualité de la "question noire" » dans Boubeker, Ahmed et Abdellali Hajjat (éd.), 2008, *Histoires politiques des immigrations (post)coloniales : France, 1920-2008*, Paris : Éditions Amsterdam, p. 275-288）。その背景には、①植民地支配の肯定的な役割の教育を義務化する法律をめぐる議論から、植民地支配の実態が再検討されている。

2. 研究の目的

本研究では、これらの研究成果を踏まえつつ、①仲介者が女性移住者の法的地位の安定と社会編入の促進へ向けに行う「市民権闘争」において用いる戦略、②仲介者がFGMの根絶と女性の地位向上のため、国境を越えて受入国、送出国双方で行う活動、に焦点を絞る。①については、上記のように滞在正規化が制限されるなかで、フランス政府が90年代以降の「差別」対策の一貫として女性の保護、自立の促進には前向きであることに着目した仲介者が、一夫多妻婚世帯の分離を条件とする正規化、FGMからの保護を目的とした難民申請などを戦略とする点に注目する。②の送出国での活動を含めて調査することで、送出国-受入国の越境過程において、「アフリカ系」移民コミュニティと世帯内におけるジェンダー関係がどのように変容するのか、という論点もあわせて検討する。

3. 研究の方法

本研究では、フランスの移民政策、都市政策に関するフランス政府と関係省庁刊行物および社会学を中心とする文献研究と、質的調査による事例研究、とくに「アフリカ系」女性移住者による団体活動における参与観察とを主な研究方法とする。まず、フランスの移民政策と都市政策の移り変わりについての政府系刊行物等の一次資料と、特に2005年以降の「アフリカ」系移民の表象がどのように変容してきたかについて社会学文献を網羅的に研究する。そこから、フランスにおける「アフリカ」系移民の地位の変容を考察する。

その上で、移民の市民権獲得と社会編入の実態について現地調査を行う。ここでは調査を効果的に進めるため、これまで参与観察を行ってきた、パリ市内の「都市政策対象地区(ZUS)」の女性移住者団体に対する調査を継続し、団体が新たに始めた市民権闘争に関する相談事例データを収集する。ここでは、団体が受入国のジェンダー規範に基づいて戦略的に始めている、FGMからの保護を求めた難民申請の事例を中心に、申請書類とフランス難民・避難民保護局(OFPRA)からの回答を詳細に分析する。また、送出国の女性の地位向上を目指して団体が計画している、マリ農村部における啓発運動についても参与観察を行う。ここでは、仲介者の活動が、「アフリカ系」移民のフランスにおける市民権獲得と社会編入のみならず、受入国、送出国双方において女性の地位の向上を目指すものと仮定して、団体がとる市民権獲得戦略を、個々の女性とその家族の具体的事例から明らかにする。

#### 4. 研究成果

(1) 期間中、フランスの移民政策と女性移住者についての文献収集と分析を進めつつ、移民流入や「アフリカ系」移住女性がどのように表象されているかを明らかにするため、DVD資料の収集と分析を行った。

(2) 他方で「アフリカ系」女性移住者による滞在資格取得と行為者としての社会編入過程を分析し、女性移住者の地位向上戦略を明らかにするため、各年度とも1ヶ月程度の現地調査を行った。調査はおもに二つの点について行った。①これまでに引き続き、パリ市内の「アフリカ系」女性移住者による社会・文化的仲介を行う市民団体における聞き取りと参与観察を中心に行った。②2000年代の移民政策の強化と、それに対する非正規滞在者の正規化を求める運動の高まりの中で、FGMからの保護を理由とする難民申請がどのような位置づけにあるかを把握するため、人権擁護機関や移民支援団体等に対する聞き取り調査を行った。

①参与観察先の女性移住者団体の仲介者は、雇用契約を更新され、継続的に活動を続けている。とくに地区の中学校や母子センター(PMI)など行政と連携し、移民第一世代向けの通訳と付き添い、コミュニケーションの媒介としての役割を果たしている。この活動は、親世代を子の教育や地域生活に呼び込み、地域コミュニティと移民の意思疎通を円滑にする。フランスでは「親のあり方・責任(parentalité)」をめぐる議論が盛んで、移民出身仲介者が特に移民の多い地区で果たしているこのコミュニケーション機能が、受入社会と移民の間の双方向的な「統合」の鍵となっている。

また、サブサハラ・アフリカにおける「女性性器切除(FGM)」の実践は、女性の生活の質や地位向上を妨げる重要な課題のひとつである。受入社会と移民コミュニティにおいてしばしば提起されてきたこの問題に対処するため、調査先団体はフランスの人道・医療援助NGOと連携して、送出国における啓発運動を始めた。この連携には、受入社会で経済的・社会的に困難な地区に居住する移住者が、受入社会の人権思想に基づく越境的な人道援助活動への参入を、受入社会における権利と地位向上の資本に転換する構図が見られる。

仲介者はこの連携を受入社会における社会的資本の構築のために戦略的に利用し、旧植民地アフリカ諸国出身の他の女性移住者団体とネットワークを形成している。さらに2011年2月には世界社会フォーラム(ダカール)に参加した。また2011年3月の「国際女性の日」には、パリ第8大学で共同の映画上映・討論会を催すなど、これにより送出国の女性の現状を伝え、受入国側で議論を提起する活動を活発化している。これらの連携はグローバル空間・ローカル空間の媒介項としての団体の機能を強化するとともに、女性移住者のエンパワーメントにつながっていると言える。

さらに、送出国で児童施設の改修支援を計画し、建設関係の免状を取得した移民家庭の若者を参加させて社会参加を促すとともに、送出国・受入国の交流を目指すトランスナショナルな取り組みを強化している。

②FGMからの保護を理由とする難民申請が2000年代の移民政策との関連でどのような位置づけにあるかを明らかにするため、国家人権諮問委員会CNCDH(Commission nationale consultative de droit de l'homme)、パリの男女平等監督局(L'Observatoire de l'égalité femmes/hommes de la Ville de Paris: OEFH Paris)、難民・移民支援団体La Cimade、移民政策調査団体ADRIC等で聞き取りを行った。

CNCDHは政府から独立した人権諮問機関

であり、ひろく国内の人権状況について提言や勧告を行っている。聞き取りでは、現在、難民問題については人身売買による非合法滞在者の存在がとりわけ注目されており、意見（2009）および報告書（2010）を発表していることがわかった。一夫多妻婚については、CNCDDH は 2006 年に「意見」を発表してこうした家族のフランス入国を制限すると共に、女性に対して権利について啓発するよう求めている。他方で FGM については、それほど緊急性のある問題とは見なされていない。

OEFH Paris はパリ市の現社会党政権が創設した男女平等の専門部署で、女性に対する暴力への取り組みに力を入れている。パリ市の人口の 20% が移住者であるが、これは在仏外国人人口の 10% が居住していることを意味し、フランスの外国人受け入れの中心地である。聞き取りからは、こうした事実に対して、社会党市政は、移住者全体に対する施策の中でも、女性のかかえる問題にも積極的にとりくんでいることが分かった。まず、移住者世帯で行われていることがあるとされる強制結婚に対する啓発を行っている。フランスでは婚姻を執り行うのは地方自治体で、市では各区の議員向けに強制結婚予防の手引き書を作成し配布している。FGM についても、2011 年 2 月にシンポジウム「FGM についての情報提供と啓発のためのワークショップ (l'Actes de la demi-journée d'information et de sensibilisation Mutilations sexuelles féminines du 8 février 2011)」を開き、政府、行政、病院など関係者の連携を強化している。具体的な施策としては、母子センター (PMI) を中心に市のソーシャル・ワーカーに専門的な研修を行うなど、市による取り組みが進んでいることも分かった。

難民・移民支援団体への聞き取りでは、FGM からの保護を目的とする庇護権申請について、2000 年代に大きな動きがあったことが分かった。2005 年の「安全な国リスト」に西アフリカの FGM 実践国が入ったが、判例により、これらの国出身の女性と娘に対しては 2003 年に新設された「補完的保護 (protection subsidiaire)」が適用されている。本研究が着目してきた、2007 年～2008 年の比較的多数の旧植民地出身女性とその娘への「補完的保護」付与は、この一連の流れにおいて捉えられることが分かった。ただし従来の難民よりは不安定な地位であり、FGM と女性の滞在資格は、引き続き地位交渉の争点となる。

以上のように、旧植民地サブサハラ・アフリカ諸国出身の女性たちは、同じ旧植民地アフリカ大陸でも、マグレブ諸国出身の移住女性とは一線を画したエンパワーメント活動を行っている。そのひとつは上記の研究目的

②に示したように、サブサハラ・アフリカ出身の女性に固有の問題である FGM 根絶運動をはじめ、人道援助・啓発活動をテーマとする「アフリカ系」移住女性の市民団体によるネットワーク形成にみられる。このネットワークの参加団体は西・中央アフリカの旧植民地諸国の出身者によるもので、各団体は代表者の出身国への支援活動を行っている。共通のテーマは、例えばマラリア撲滅運動や医療支援など、人道援助や開発支援の側面が強い。そのなかで調査先のマリ出身者による団体は、FGM に対する啓発活動に力を入れている。

それに対して、マグレブ諸国はアフリカ大陸の同じイスラーム教徒ではあるが、サブサハラ・アフリカ出身の女性が直面するようなマラリアや FGM の課題を共有していない。このネットワークは特に参加団体の対象地域を限定しているわけではないが、「開発」をテーマとし、その意味でもマグレブ諸国出身者が参入する余地はない。また、社会面を中心とした支援を行っており、男性による出身国支援がインフラ整備や行政支援に向かう傾向があるのとも異なっている。

本研究において注目した FGM を理由とする庇護申請は、調査先団体の仲介者が単独で請け負っていたものではなく、2000 年代の「難民」をめぐる規定の厳格化とそれにともなって新たに「補完的保護」の地位が設けられた流れの中に位置づけられることが分かった。調査先団体に多数の非正規滞在の家族が書類作成の依頼にきた時期は、統計上、「補完的保護」申請が急上昇した 2007～2008 年に一致している。しかしこの急激な申請数の増加に対して、2008 年以降、難民保護局 OFPRA は方針転換を示し、数年前からの非合法滞在者、とくに親に「保護」を与えず、対象となる娘だけに地位を与えることにした。しかしこの保護の拒否は、庇護権法院の 2009 年 3 月 19 日決定により異議を唱えられている。この決定は、出身国における自身と娘への FGM の実施に対する拒否は、ある国の規範に対する違反になり、したがって「ある種の社会的グループへの帰属」に相当し、そのためにジュネーヴ協定の適用を受けるものであると判断した。これは FGM という女性が被る身体的暴力を、「社会的グループへの帰属」に基づく庇護権とみなすものであり、女性が女性であるがゆえに受ける暴力を難民認定の基準として認めるかどうかの議論に対して、ひとつの例を示す意義があると言える。

本研究により、旧植民地サブサハラ・アフリカ出身の女性移住者たちが、一方で FGM という出身社会の女性をめぐる規範的習慣に対抗し、他方で 2000 年代の移民政策の厳格化に直面する中で、庇護権申請という、国民国家への帰属によらない新たな地位を見

いだしていることが分かった。もちろん「補完的保護」を受けるのは総体からするとごく少数に過ぎない。だが、これは、出身社会・受入社会の国境を越えたトランスナショナルな市民権として捉えることができる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

1. 園部裕子、2009a「西アフリカの移民「志願者」による越境とEUの共通移民政策—スペイン領セウタ、メリリャ、カナリア諸島をめぐる攻防」『香川大学経済論叢』(査読なし)、第81巻第4号、101-121頁。
2. 園部裕子、2009b「フランスの西アフリカ系移民—夫多妻婚世帯と女性の地位—パリ市における社会・文化的仲介団体の事例から」日本フランス語フランス文学会中国・四国支部会編『フランス文学』(査読誌)、第27号、65-79頁。
3. 園部裕子、2012「絆をつくる—各国の移住者団体は現在(いま) vol.4—フランスとマリをつなぐ女性のアソシエーション」、移住労働者と連帯するネットワーク編『Mネット』、2012年1月号(査読のない研究報告)、22-23頁。

[学会発表] (計5件)

1. 園部裕子、2011「雇用による社会編入と西アフリカ出身女性—パリ市における女性移住者団体と編入支援市民団体の連携を中心に—」第6回国際社会学研究会、一橋大学、2011年10月22日。
2. 園部裕子、2010a「フランスにおける介護・家事労働と移民女性の職業訓練—パリ市内・社会編入支援団体の事例から」、香川大学国際研究支援センター研究会シリーズ第1回「ケアの現場における国際協働に向けて：移民介護労働の日仏比較」、香川大学、平成22年10月6日。
3. 園部裕子、2010b「EUの移民政策と途上国からの移民—フランスの事例から」、第31回EUiセミナー、香川大学、平成22年6月25日。
4. 園部裕子、2009a「フランスの西アフリカ系女性移住者—仲介者と団体利用者の地位と権利」、第1回「国際移動とジェンダー」研究会報告、一橋大学、平成21年5月10日。

5. 園部裕子、2009b「パリのアフリカ人女性」、香川日仏協会文化セミナー、香川ジュネス、平成21年10月24日。

[その他]  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

園部 裕子 (SONOBE YUKO)  
香川大学・経済学部・准教授  
研究者番号：20452667